

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽天堂（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、別紙1・2以外の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
3 理事で職員を兼務し、職員としての給与等が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
3 この法人の理事の報酬は、別表1(1)「理事の報酬」に定める額とする。
4 この法人の監事の報酬は、別表1(2)「監事の報酬」に定める額とする。
5 この法人の評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬の支給日）

第6条 役員及び評議員の報酬は、別紙1・2によりその都度、支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給することとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 6月22日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 理事の報酬

| 区分 | 日 額 |
|-----------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 25,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 25,000円 |

(2) 監事の報酬

| 区分 | 日 額 |
|-----------------|---------|
| 理事会・監事監査等への出席 | 25,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 25,000円 |

別表2 評議員の報酬

| 区分 | 日 額 |
|-----------------|---------|
| 評議員会への出席 | 25,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 25,000円 |